

総務省行政相談センター

まくみみ岡山

平成30年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省岡山行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する窓口等の情報を提供しますので、お困りになっていましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 上記の電話番号は、お近くの行政相談センターにつながります。また、一部のIP電話等は利用できない場合があります。
この場合、086-224-1100をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15
住所：岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎 3階
総務省行政相談センター きくみみ岡山



- インターネットによる相談受付
URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAXによる相談受付
086-221-5661

（注）ガイドブックの情報は、令和元年7月3日時点の情報で作成しています。

まくみみ岡山



総務省行政相談センター

総務省 岡山行政監視行政相談センター

岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎 3階

岡山行政監視行政相談センター 主任行政相談官室

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/okayama.html>

災害救助法適用市町村：岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町

生活再建支援法適用：岡山県

【特定非常災害の指定】

平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。

この指定により、①法人に係る破産手続開始の決定の留保、②民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。

目 次



住まいのこと

- 1 被災住宅再建に係る相談窓口等 (P. 1)
- 2 被災した家屋の解体 (P. 1)
- 3 土地開発許可申請手数料の免除 (P. 2)



役所の手続きのこと

- 4 被災証明書の発行 (P. 3)
- 5 税に関すること (P. 3)
- 6 年金に関すること (P. 4)
- 7 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 4)
- 8 被災建物の滅失登記 (P. 5)
- 9 運転免許証の再交付 (P. 5)
- 10 自動車の廃車手続き等 (P. 6)
- 11 公共料金の減免措置 (P. 6)



お金のこと

- 12 被災者生活再建支援金の支給 (P. 7)
- 13 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 8)
- 14 生活福祉資金の貸付 (P. 8)
- 15 住宅の建設、補修等の融資 (P. 8)
- 16 住宅ローンの返済 (P. 9)
- 17 雇用保険に関する特別措置 (P. 9)
- 18 労災保険給付 (P. 9)
- 19 損害保険 (P. 10)
- 20 生命保険の契約内容 (P. 10)
- 21 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 11)



医療・健康のこと

- 22 医療機関の受診、介護サービスの利用 (P. 12)
- 23 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 12)



教育のこと

- 24 奨学金の緊急採用、返還期限猶予 (P. 13)
- 25 保育料の減免制度 (P. 14)
- 26 子どもの相談窓口 (P. 14)



事業者の方へ

- 27 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 15)
- 28 中小企業者等を対象としたグループ補助金 (P. 18)
- 29 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合 (P. 18)
- 30 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度 (P. 19)
- 31 農林漁業関係の復興支援 (P. 19)



各種支援情報

- 32 法律相談等の窓口 (P. 20)
- 33 金融機関等との取引等に関する相談窓口 (P. 20)
- 34 外国人の方への情報提供 (P. 21)
- 35 災害ボランティア (P. 21)
- 36 各自治体がとりまとめている被災者支援情報 (P. 21)



住まいのこと

1 被災住宅再建に係る相談窓口等

- ◆ 岡山県建築士会など県内の建築関係 5 団体では、このたびの豪雨災害で被害を受けられた方を対象に、建築士の資格を持つ方が修理やリフォームのほか、浸水した住宅で再び生活する際の注意点などの相談窓口を次のとおり開設しています。

詳しくは、岡山県建築士会（086-223-6671）にお問合せください。

なお、電話による相談も受け付けています。

【おかやま水害住宅建築電話相談窓口】 0120-783-719（平日のみ）

※ 建築士相談員が現地に伺ってご相談にお答えすることもできます。

申込みは、上記の電話窓口か下記の相談会場で受け付けます（相談員の派遣は受付から 1 週間程度後になります）。

- ◆ 平成 30 年 7 月豪雨の被災住宅において、お住まいの地域の周辺にある補修工事に対応できる事業者を検索できるサイトが国土交通省の協力により開設されています。

● 住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

2 被災した家屋の解体

- ◆ 総社市では、平成 30 年 7 月豪雨災害により損壊した市町村内の被災家屋などを自ら解体・撤去した（自費解体）費用の償還を行っています。申請受付窓口等は、以下のとおりです。

対象家屋等	申請受付窓口	備考
半壊以上の被災家屋 及び被災工作物	総社市復興対策本部（家屋解体チーム） 【市役所】総社市役所 1 階ロビー Tel:0866-92-8587	申請受付は令和元年 9 月 30 日まで

※ 被災家屋等の一部解体やリフォームは対象外です。

※ 市が定めた基準に基づき償還額を算定するため、撤去費用の全額を償還できない場合があります。

※ 申請にあたり必要な書類については、市の申請受付窓口にお問い合わせください。

- ◆ 倉敷市では、平成 30 年 7 月豪雨災害により半壊以上の被害を受けた家屋について、申請に基づき、市町村の費用で解体・撤去（公費解体）を行っています。問い合わせ先などは、以下のとおりです。

問い合わせ先	備考
倉敷市災害廃棄物対策室 TEL：086-426-3389 【受付会場】：倉敷市真備支所	申請受付は令和元年 12 月 27 日まで

※ 申請にあたり必要な書類については、それぞれの市の申請受付窓口にお問い合わせください。

3 土地開発許可申請手数料の免除

- ◆ 岡山県は、平成 30 年 7 月豪雨災害によって滅失し、又は破損した建築物について建替等を行う被災者に対し、都市計画法に基づく開発行為許可申請等に係る手数料を免除します（予定建築物の用途が既存建築物と同一又は自己用住宅であることが要件となります。）。

詳しくは、岡山県土木部建築指導課（TEL：086-226-7503）にお問合せください。

【対象地域】

県内全域（岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市を除く。）

【申請期間】

平成 30 年 8 月 2 日から令和 2 年 7 月 7 日まで

- ◆ 倉敷市は、「平成 30 年 7 月豪雨」によって被災した建築物の建替等を行うに当たり、都市計画法に基づく開発行為の許可等に係る申請、宅地造成に関する工事の許可申請等を令和 2 年 7 月 7 日までにする場合、当該申請に係る手数料を免除します。

詳しくは、倉敷市都市計画部開発指導課（TEL：086-426-3485）にお問合せください。



役所の手続きのこと

4 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村における「り災証明」の相談窓口は別紙 1(P 22)のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

5 税に関すること

【国税の特別措置】

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。詳しくは、最寄りの税務署（別紙 2・P 25）にお問い合わせください。

【県税の特別措置】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
※ 詳しくは、最寄りの県民局（別紙 2・P 25）にお問い合わせください。

【市町村税の特別措置】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅又は家財の損失額が一定規模以上あった方は住民税が減免されることがあります。
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



【税についての相談】

- ◆ 中国税理士会が、下記のフリーダイヤルで被災者の税金に関する相談に応じています。

電話：0120-927-370

受付時間：平日 10:00～16:00

6 年金に関すること

- ◆ 日本年金機構は、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方から年金給付、国民年金の保険料納付や免除、厚生年金保険の保険料納付やこれらの手続きに関する相談を受け付ける「被災者専用フリーダイヤル」を開設しています。

<被災者専用フリーダイヤル>0120-010-551

[月曜 8:30～19:00、その他平日 8:30～17:15、第 2 土曜日 9:30～16:00]

年金給付に関する相談：ガイダンス（1）

国民年金の保険料納付、免除等に関する相談：ガイダンス（2）

厚生年金保険の保険料納付、手続き等に関する相談：ガイダンス（3）

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
詳しくは上記フリーダイヤル又はお近くの年金事務所（別紙 3・P26）でご確認ください。

7 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、別紙 4（P27）の法務局・支局にお問い合わせください。



8 被災建物の滅失登記

- ◆ 登記されている建物を取り壊したり、災害により倒壊・流出し物理的に無くなった場合には建物の滅失登記が必要です。

岡山地方法務局では、平成30年7月豪雨災害により被災した建物の状況を調査する予定としており、被災者の方の負担を少なくするため、次の手続を準備しています。

詳細は、岡山地方法務局（TEL：086-224-5729）にお問い合わせください。

被災後の状態	法務局の実施内容
公費解体	市町村から公費解体の情報提供を受け、登記官の職権で滅失登記を行い、その旨をお知らせします。 ※ 市町村へ提出される公費解体の申請情報は、建物の職権滅失登記のため、法務局に提供されます。
自費解体	建物所有者等からの建物滅失登記申請等に基づき、登記官が建物の状況を確認し、登記を行った場合には、その旨をお知らせします。 建物を管轄する法務局へお越しいただくか、岡山地方法務局（TEL：086-224-5729）にご連絡ください。
災害当日に倒壊・流出	※ 建物の所在・地番を控えておいてください。 ※ 法務局へお越しの際は事前にご連絡ください。

9 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。被災された方は運転免許証の再交付が無料でできます。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

岡山県運転免許センター	086-724-2200	岡山市北区御津中山 444-3
倉敷運転免許更新センター		倉敷市大島 451-1 (倉敷警察署別館 2 階)



10 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局で手続きする必要があります。

なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局までお問合せ下さい。

名称	電話番号	住所
岡山運輸支局	050-5540-2072	岡山市北区富吉 5301-5

(注) ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

- ◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	住所
軽自動車検査協会 岡山事務所	050-3816-3084	岡山市北区久米 177-3

(注) 軽自動車検査協会ホームページ「Q & A」のコーナーから廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ 被災者生活再建支援法の適用区域で、被災により廃車する場合は、永久抹消登録の日にかかわらず、自動車重量税は「被災適用日」から還付されます。

11 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。



お金のこと

1 2 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、生活再建支援法の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

なお、岡山市、倉敷市及び総社市の3市内の被災された方につきましては、基礎支援金の申請期間が令和2年8月4日まで延長されています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊（上記④）
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 「被災者生活再建支援金」の申請等の受付は各市町村で行います。詳しくは、別紙5（P28）の窓口にお問い合わせください。



1 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。
 - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500 万円
 - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250 万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けられた場合 250 万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けられた場合 125 万円
- ※ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

- ◆ お住まいの市町村から災害見舞金、災害義援金等が支給される場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

1 4 生活福祉資金の貸付

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 今回の豪雨災害により被災し、住宅の補修・保全等のための資金、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を必要とする低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250 万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150 万円以内)の貸付が行われます。
償還期限は、据置期間(貸付の日から2年以内)終了後、20年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

1 5 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ 住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



1 6 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772、受付時間 9 時～17 時）。

1 7 雇用保険に関する特別措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。詳しくは、最寄りのハローワーク（別紙 6・P 30）または岡山労働局職業安定課（086-801-5103）にお問合せください。

1 8 労災保険給付

- ◆ 事業場に雇用される労働者が「工作中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。
- ◆ 所属事業場が倒壊するなど、労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。
詳細は岡山労働局労働基準部労災補償課（TEL 086-225-2019）又は最寄りの労働基準監督署（別紙 7・P 31）までお問い合わせください。



- ◆ 岡山労働局では、大雨の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、労働基準監督署に特別相談窓口を開設しています。詳しくは、岡山労働局労働基準部監督部（TEL086-225-2015）又は最寄りの労働基準監督署（別紙 7・P 31）までご相談ください。

対象	相談内容
事業主	労働者の労務整理に関する相談 復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談 総合労働相談
労働者	給料の未払、休業等に関する相談 労災補償給付等に関する相談 総合労働相談

19 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽADRセンター（受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル 0570-022-808）
（IP 電話からは 082-553-5201）
- ◆ 証券の紛失等により保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・ 自然災害損保契約照会センター（受付時間 9:15~17:00）
 - ・ フリーダイヤル 0120-501-331（IP 電話からは 03-6836-1003）

20 生命保険の契約内容

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001-731
- ・ かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950



2 1 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。
- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420
 - ・ 金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル 0570-016-811
(IP 電話からは 03-5251-6811)



医療・健康のこと

2 2 医療機関の受診、介護サービスの利用

- ◆ 西日本豪雨で被災された方で、国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、保険証と猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することで、猶予（免除）を受けることができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、国保・介護保険は市町村など）、各医療機関・介護事業所にお問い合わせください。

2 3 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号等	受付時間
平成 30 年 7 月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル	0120-202-518	平日 10:00～17:00
平成 30 年 7 月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル	0120-401-281	月・水・金 13:00～17:00 (祝日を除く)
【岡山市内在住の方】 ①岡山市保健所 ②岡山市こころの健康センター（岡山市精神保健福祉センター）	①086-803-1267 ②086-803-1274	①月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分 ②月～金（祝日除く） 9:00～12:00 13:00～16:00
【岡山市以外在住の方】 心の電話相談	086-201-0828	月・水・木曜日 9:30～12:00 13:00～16:00
岡山いのちの電話	086-245-4343	24時間年中無休
こころ相談（訪問相談）	【申込み・問合せ】 090-2299-9928	随時開催 【申込み・問合せ】 cococoro.station@gmail.com (メール) @cococoro.station (フェイスブック)



教育のこと

2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、次の申請等を受け付けています。

詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（TEL：03-6743-6011）にお問合せください。

- ① 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用

対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者。

申込方法：在学している学校を通じて申し込んでください。

奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

〔適用地域の準用〕

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

- ② 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予

対象者：本災害により奨学金の返還が困難となった者。

願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出してください。

- ◆ 岡山県では、平成 30 年 7 月豪雨に被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生等を支援するため、高等学校等卒業後、申請により返還額の全額を免除する奨学金事業（被災特別枠）を実施します（実施主体は公益財団法人岡山県育英会）。

詳しくは、次の窓口にお問合せください。

- ・岡山県教育庁生涯学習課振興班（TEL：086-226-7595 FAX:086-224-2035）
- ・公益財団法人岡山県育英会（TEL：086-226-7598 FAX：086-224-2035）

- ◆ 市町村独自の奨学金制度がある場合、返済の免除等を行っている場合があります。詳しくは、該当の市町村にお問合せください。

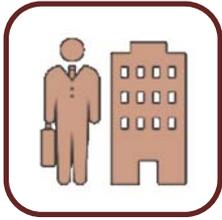


25 保育料の減免制度

- ◆ 岡山市及び津山市などでは、今回の豪雨災害で被災された方を対象として、保育園、認定こども園、幼稚園等の利用者負担額を減免できる制度があります。
なお、他の市町村でも利用者負担額を減免できる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

26 子どもの相談窓口

- ◆ 被災した子供を含め、悩みのある子供や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、夜間・休日を含めて 24 時間対応可能な相談窓口を設置しています（下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。）。
【24 時間子供 SOS ダイヤル】：0120-0-78310（なやみ言おう）



事業者の方へ

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業
岡山支店	086-225-0011	086-232-3611	086-222-7666
倉敷支店	086-425-8401		
津山支店	0868-22-6135		

【岡山県信用保証協会】 本所 086-243-1124

倉敷支所 086-425-3103

津山支所 0868-22-7276

【商工組合中央金庫】 岡山支店 086-225-1131

【岡山県商工会連合会】 086-238-5666

【岡山県中小企業団体中央会】 086-224-2245

【中小企業庁】 岡山県よろず支援拠点 086-286-9667

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 中国本部 082-502-6300

【中国経済産業局 産業部 中小企業課】 082-224-5661



- ◆ 真備船穂商工会は、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口を設置し、次のとおり、被災した中小零細企業の資金繰りや雇用の相談に無料で応じています（相談会場：真備船穂商工会旧会館（倉敷市真備町箭田 1180-3））

詳細については、同商工会（電話：086-698-0265、FAX：086-698-0203）にご連絡ください。

相談内容	日程	相談員
グループ補助金・持続化補助金に関する相談	平日は毎日対応 9:00～17:00	真備船穂商工会 岡山県商工会連合会 （広域サポートセンター） 県下商工会の経営指導員 岡山県よろず支援拠点
経営やその他支援策に関する相談	平日は毎日対応 10:00～16:00	
金融に関する相談	平日は毎日対応 10:00～16:00	日本政策金融公庫（倉敷支店担当）
従業員の雇用や助成金についての相談（予約制）	相談希望の方は真備船穂商工会へお申込ください。	社会保険労務士 （岡山県よろず支援拠点）
法律に関するご相談（予約制）		弁護士 （岡山県商工会連合会経営安定特別相談室登録弁護士）

- ◆ 岡山県と県信用保証協会は、豪雨災害により売上高等が減少している中小企業を支援するための低利融資制度である「危機対策資金」の取扱いを開始しています。

国のセーフティネット保証の指定地域である以下の 8 市町にある企業を対象に、災害により売上高が前年同月比で 20%以上減少し、市町長から認定を受けることを条件として、経営維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金について、8 千万円を限度に融資するもので、岡山県と契約を結ぶ 24 金融機関で取り扱います。

詳しくは、岡山県信用保証協会のホームページの案内をご確認ください。

URL：<http://okayama-cgc.or.jp/wp-content/uploads/kikitaisakushikinn7.pdf>

【対象地域】

岡山市、倉敷市、総社市、高梁市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町



事業者の方へ

- ◆ （公財）岡山県産業振興財団内に、平成30年7月豪雨による災害に対応した次の中小企業相談窓口が設置され、今回の災害により影響を受けた中小企業からの経営、金融、下請取引など経営全般の相談を受け付けています。
 - 岡山県中小企業支援センター（公益財団法人岡山県産業振興財団内）
（岡山市北区芳賀5301 （086）286-9626）
E-mail：sinfo@optic.or.jp
 - 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝休日を除く）

- ◆ 中小企業庁は、平成30年7月豪雨で被災された中小企業・小規模事業者の皆さまの事業の復旧・再開に向け支援策をまとめた「被災中小企業者等支援策ガイドブック」を作成しています。
詳しくは下記リンク先をご参照ください。
URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/>
（参考：岡山県に関する情報）
https://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/2019/190218guidebook_okayama.pdf



28 中小企業者等を対象としたグループ補助金

- ◆ 岡山県では、平成30年7月豪雨による災害により被災された中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進を支援するため、「平成30年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（グループ補助金）を実施していますが、グループ補助金に係る申請の受付等を円滑に実施するため、「岡山県グループ補助金受付センター」を開設しています。

なお、公募要領及び公募に関する各種様式は、岡山県ホームページ（注）に掲載されています。

（注）URL：<http://www.pref.okayama.jp/site/presssystem/574089.html>

（業務内容）：グループ補助金に係る復興事業計画の受付・審査
グループ補助金交付申請の受付・審査
上記に関する相談対応

（申込方法）：原則として郵送

（申込先）：岡山県グループ補助金受付センター

【問い合わせ先】

岡山県グループ補助金受付センター

（住所）〒700-0831 岡山市北区京橋町7-11 アンブシユール京橋2階

（電話）086-224-8564、086-224-8562

（受付時間）平日の午前8時30分から午後5時まで

※ 受付センターへの来所による相談対応も可（電話予約が必要）。

- ◆ 独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部は、ベンチャー・中小企業の支援施設の岡山大学インキュベータ内に「岡山復興支援課」を新設し、10月1日から「グループ補助金」に関するグループづくりや事業計画の策定について助言する「復興支援アドバイザー」の派遣や支援策の情報提供を行う予定です。

詳しくは、岡山大学インキュベータ（[TEL:086-214-5711](tel:086-214-5711)）にお問い合わせください。

29 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

- ◆ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードを紛失された場合には、下記にお問合せください。

名称	電話番号
岡山地方法務局法人登記部門	086-224-5715
倉敷支局	086-422-1260
高梁支局	0866-22-2318



30 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度

【労働保険】

今回の災害により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

詳しくは岡山労働局労働保険徴収室（TEL086-225-2012）又は最寄りの労働基準監督署（別紙7・P31）までご相談ください。お問い合わせください。

【厚生年金保険料】

災害等の影響により、厚生年金保険料の納付が困難な場合は、申請により、納付の猶予を受けることができる場合があります。

詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所（別紙3・P26）にお問い合わせください。

31 農林漁業関係の復興支援

◆ 農林水産省相談窓口

中国四国農政局岡山県拠点 電話：086-899-8610

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての下記の相談窓口を設置しています。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。

日本政策金融公庫 岡山支店	086-232-3611
農林中央金庫 岡山支店	086-222-3672

- ◆ 岡山県は、このたびの豪雨災害による農林水産業の復旧支援に関する相談を受け付けています。詳しくは、下記担当課にご連絡ください。

相談事項	担当部署	連絡先
○農業経営	農政課	086-226-7421
○農業共済制度 ○農業共済及び農業金融 ○災害を受けた農業者が利用できる資金金融上の措置	組合指導課	086-226-7418
○農業用施設の被災に関する緊急対策 ○被災した農地や水路・農道など農業用施設の復旧	耕地課	086-226-7433
○林業・木材産業に係る災害支援 ○災害を受けた林業者が利用できる資金 ○被災した木材加工流通施設等の復旧	林政課	086-226-7452
○被災した森林作業道等の復旧	治山課	086-226-7455
○鳥獣被害防止施設等の再整備支援	鳥獣害対策室	086-226-7439



各種支援情報

3 2 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラスは、今回の豪雨災害に関する法的問題の解決に役立つ制度や相談窓口の情報提供を行っています。
詳しくは、下記のフリーダイヤルにお問合せください。
電 話：0120-078309（おなやみレスキュー）
受付日時：平日 9 時～21 時、土曜 9 時～17 時
- ◆ 岡山弁護士会では、今回の豪雨災害に伴って生じた民事トラブル（例：災害で壊れた借家を巡る大家とのトラブル、隣の土地からの土砂流入、被災をきっかけとした解雇・雇い止めなどの問題）に対応する「災害ADR（裁判外紛争解決手続き）」の受付をしています。
申立てに係る費用は無料で、和解が成立した際に発生する手数料は通常の半額となります。
詳しくは、岡山弁護士会（TEL：086-223-4401）お問合せください。
- ◆ 岡山弁護士会及び岡山県司法書士会では、西日本豪雨被災者を対象にした無料法律相談を受け付けています。
 - 岡山弁護士会（月曜日の 12 時～16 時。月曜祝日の場合は翌日に実施）
TEL：0120-888769
 - 岡山県司法書士会（16 時～19 時。月曜日～土曜日（祝日を除く。）。）
TEL：0120-797830

3 3 金融機関等との取引等に関する相談窓口

- ◆ 金融庁では、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設しています。
【受付時間】平日 10:00～17:00（電話）※FAX、メールは 24 時間受付。
【電話番号】0120-156811（フリーダイヤル）
※ IP 電話からは 03-5251-6813
【FAX】03-3506-6699
【メール】saigai@fsa.go.jp
【文書受付】
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁金融サービス利用者相談室



3 4 外国人の方への情報提供

- ◆ 岡山県国際交流協会では、被災された外国人の方に対し、多言語での情報提供や相談に対応しています日本語・英語対応。

TEL：086-256-2914 FAX：086-259-2489 E-mail:info@opief.or.jp

受付時間：月～土 9：00～17：00

その他、多言語（中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語）での相談、弁護士による無料法律相談、行政書士によるビザ相談を行っています。

詳しくは、岡山県国際交流協会（TEL:086-256-2914）にお問合せください。

- ◆ 岡山市では、豪雨災害関係で、生活相談や行政手續のご案内など、言語でお困りの方の支援を行っています。詳しくは、国際課（TEL：086-803-1112）又は友好交流サロン（TEL：086-234-5882、北区幸町 10-16 西川アイプラザ 4 階）にお問合せください。

○ 対応言語

英語、中国語、韓国語

- ◆ 倉敷市では、英語での情報提供や相談対応が必要な方の連絡窓口を開設しています。詳しくは国際課（TEL：086-426-3015）にお問い合わせください。

○ 対応言語

英語のみ

3 5 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。

3 6 各自治体がとりまとめている被災者支援情報

- ◆ 各自治体における被災された方に対する支援の取組内容が各自治体のホームページに掲載されています。

詳細は、別紙 8(P 32)にある各自治体のホームページをご確認ください。

各市町村における「り災証明」の窓口

自治体名	部 署	電 話
岡山市	【北区】 北区役所市民保険年金課 御津支所総務民生課 建部支所総務民生課 【中区】 中区役所市民保険年金課 【東区】 東区役所市民保険年金課 瀬戸支所総務民生課 【南区】 南区役所市民保険年金課 灘崎支所総務民生課	086-803-1127 086-724-1111 086-722-1112 086-901-1615 086-944-5017 086-952-1112 086-902-3515 086-363-5201
倉敷市	本庁 10 階大会議室（真備・倉敷地区の方） 水島支所福祉課（真備・水島地区の方） 児島支所 1 階福祉課（真備・児島地区の方） 玉島支所 1 階展示ホール（真備・玉島地区の方） 真備支所 2 階保険福祉課（真備地区の方）	086-426-3321 （福祉援護課） 086-446-1114 086-473-1119 086-522-8118 086-698-5113
津山市	市役所本庁 1 階生活福祉課 各支所市民生活課（阿波出張所は地域振興課）	0868-32-2063
玉野市	本庁舎 1 階税務課 平 日（水曜日以外）：8:30～17:15 水曜日：8:30～19:00	0863-32-5510
笠岡市	地域福祉課（月～金 8:30～17:15） 吉田文化会館（月～金 8:30～17:15）	0865-69-2133 0865-65-1069
井原市	協働推進課 芳井支所 美星支所	0866-62-9550 0866-72-0110 0866-87-3111

自治体名	部 署	電 話
総社市	総社市役所 1階ロビー（9:00～17:00）	0866-92-8287
新見市	総務課総務係 4支局、12市民センター	0867-72-6204
備前市	総務課	0869-64-1807
瀬戸内市	危機管理課 各支所、出張所	0869-22-3904
赤磐市	本庁くらし安全課 赤坂支所市民生活課 熊山支所市民生活課 吉井支所市民生活課 仁堀出張所	086-955-2650 086-957-2226 086-995-1211 086-954-1183 086-958-2101
真庭市	市役所本庁危機管理課 蒜山振興局 北房振興局 落合振興局 勝山振興局 美甘振興局 湯原振興局	0867-42-1126 0867-66-2511 0867-52-2111 0867-52-1111 0867-44-2607 0867-56-2611 0867-62-2011
美作市	危機管理室 勝田総合支所地域福祉課 大原総合支所地域福祉課 東粟倉総合支所地域福祉課 作東総合支所地域福祉課 英田総合支所地域福祉課	0868-72-1111 0868-77-1111 0868-78-3111 0868-78-3133 0868-75-1111 0868-74-3111
浅口市	本庁生活環境部税務課 金光総合支所市民生活課 寄島総合支所市民生活課	0865-44-9040 0865-42-7300 0865-54-5113
和気町	危機管理室	0869-93-1123
早島町	総務課	086-482-0611
里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	町民課	0866-82-1011
新庄村	総務企画課	0867-56-2626
勝央町	総務部	0868-38-3111

自治体名	部 署	電 話
奈義町	総務課	0868-36-4111
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	税務住民課	086-728-2113
美咲町	総務課 旭総合支所住民福祉課 柵原総合支所住民福祉課	0868-66-1111 0867-27-3111 0868-62-1111
吉備中央町	総務課	0866-54-1313

国税・地方税に関する窓口

【国税】

名称	電話番号	管轄区域
岡山西税務署	086-254-3411	北区の一部、南区の一部、加賀郡
岡山東税務署	086-225-3141	北区の一部、中区、南区の一部
笠岡税務署	0865-62-3111	笠岡市、井原市、小田郡
久世税務署	0867-42-0450	真庭市、真庭郡
倉敷税務署	086-422-1201	倉敷市の一部、総社市、都窪郡
児島税務署	086-472-2630	倉敷市の一部
西大寺税務署	086-942-3815	東区の一部、瀬戸内市
瀬戸税務署	086-952-1155	東区の一部、備前市、赤磐市、和気郡
高梁税務署	0866-22-2546	高梁市
玉島税務署	086-522-3121	倉敷市の一部、浅口市、浅口郡
玉野税務署	0863-31-2131	玉野市
津山税務署	0868-22-3147	津山市、美作市、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡
新見税務署	0867-72-0951	新見市

【県税】

名称	電話番号	管轄区域
備前県民局	086-233-9844 (自動車取得税災害対応専用) 086-286-8778	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、県外 (自動車税のみ)
備中県民局	086-434-7012	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局	0868-23-1267	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

年金に関する連絡先

年金事務所名	電話番号	管轄区域（国民年金）
岡山東	086-270-7925	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡
岡山西	086-214-2163	岡山市、玉野市
倉敷東	086-423-6150	倉敷市、総社市、都窪郡
倉敷西	086-523-6395	笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡、小田郡
津山	0868-31-2360	津山市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡
高梁	0866-21-0570	高梁市、新見市、加賀郡

地方法務局（出張所）・支局の連絡先

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
岡山地方法務局	086-224-5658	岡山市北区の一部、中区、東区の一部、赤磐市、加賀郡吉備中央町の一部
岡山西出張所	086-244-7111	岡山市北区の一部、東区の一部、南区、玉野市
備前支局	0869-64-2770	備前市、瀬戸内市、和気郡（和気町）
倉敷支局	086-422-1260	倉敷市、総社市、都窪郡早島町
笠岡支局	0865-62-5295	笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡（里庄町）、小田郡（矢掛町）
高梁支局	0866-22-2318	高梁市、新見市、 真庭市のうち 阿口、上砦部、上中津井、上水田、 五名、下砦部、下中津井、宮地、山 田 加賀郡吉備中央町のうち 上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹 荘、田土、豊野、西、納地、宮地、 湯山、吉川
津山支局	0868-22-9155	津山市、真庭市（高梁支局管轄に属する地域を除く。）、美作市、真庭郡（新庄村）、苫田郡（鏡野町）、勝田郡（勝央町、奈義町）、英田郡（西粟倉村）、久米郡（久米南町、美咲町）

各市町村の「被災者生活再建支援金」の窓口

自治体名	部 署	電 話
岡山市	北区役所市民保険年金課	086-803-1127
	御津支所総務民生課	086-724-1111
	建部支所総務民生課	086-722-1112
	中区役所市民保険年金課	086-901-1615
	東区役所市民保険年金課	086-944-5017
	瀬戸支所総務民生課	086-952-1112
	南区役所市民保険年金課	086-902-3515
	灘崎支所総務民生課	086-363-5201
倉敷市	真備支所 2 階保険福祉課	086-698-5113
	倉敷市コールセンター	086-426-3030
	本庁福祉援護課（10 階大会議室）	086-426-3321
	水島支所福祉課（5 階大会議室）	086-446-1114
	児島支所福祉課	086-473-1119
	玉島支所福祉課（1 階展示ホール）	086-522-8118
津山市	生活福祉課	0868-32-2063
玉野市	福祉政策課	0863-32-5555
笠岡市	地域福祉課	0865-69-2133
井原市	福祉課	0866-62-9516
	芳井支所市民福祉課	0866-72-0110
	美星支所市民福祉課	0866-87-3111
総社市	福祉課福祉総務係	0866-92-8264
高梁市	復興対策課	0866-21-0246
新見市	福祉課社会福祉係	0867-72-6126
備前市	社会福祉課	0869-64-1826
赤磐市	社会福祉課	086-955-1115
	赤坂支所健康福祉課	086-957-4822
	熊山支所健康福祉課	086-995-1293
	吉井支所健康福祉課	086-954-1374

真庭市	市役所本庁危機管理課	0867-42-1126
	蒜山振興局	0867-66-2511
	北房振興局	0867-52-2111
	落合振興局	0867-52-1111
	勝山振興局	0867-44-2607
	美甘振興局	0867-56-2611
	湯原振興局	0867-62-2011
浅口市	総務課	0865-44-7000
和気町	危機管理室	0869-93-1123
早島町	総務課	086-482-0611
里庄町	総務課	0865-64-3111
矢掛町	総務企画課	0866-82-1010
鏡野町	保険福祉課	0868-54-2986
美咲町	総務課	0868-66-1111
吉備中央町	総務課	0866-54-1313

ハローワークの連絡先

ハローワーク名	所在地	電話番号
ハローワーク岡山	岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山	津山市山下9-6津山労働総合庁舎	0868-22-8341
ハローワーク津山美作出張所	美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク倉敷中央総社出張所	総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク倉敷中央児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野	玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気	和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク和気備前出張所	備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク高梁新見出張所	新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	岡山市東区河本町325-4	086-942-3212

労働保険に関する連絡先

労働基準監督署名	管轄区域	電話番号
岡山労働基準監督署	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町のうち旧加茂川町地域	086-225-0593 (労災業務)
倉敷労働基準監督署	倉敷市、総社市、早島町	086-422-8177
津山労働基準監督署	津山市、真庭市、美作市、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、鏡野町、西粟倉村、新庄村	0868-22-7157
笠岡労働基準監督署	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	0865-62-4196
和気労働基準監督署	備前市、赤磐市、和気町	0869-93-1358
新見労働基準監督署	新見市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町地域	0867-72-1136

各自治体HPにおける被災者支援情報掲載箇所一覧

自治体名	ホームページアドレス
岡山県	http://www.pref.okayama.jp/page/567658.html
岡山市	http://www.city.okayama.jp/hishokouhou/hishokouhou/kouhou_02132.html ◆「がんばろう!! LOVE OKAYAMA」(定期的に岡山市からの支援情報や現地レポートなど発信) http://www.city.okayama.jp/hishokouhou/hishokouhou/hishokouhou_t00119.html
倉敷市	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/item/117097.htm#itemid117097
津山市	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=6781
笠岡市	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/site/h30-7-saigai/
井原市	http://www.city.ibara.okayama.jp/saigai/2018080600018/
総社市	http://www.city.soja.okayama.jp/kikikanri/hisaisyasien.html ◆『そうじゃ 絆通信』 http://www.city.soja.okayama.jp/hukkousuisinnsitu/kizuna-tusin.html
高梁市	https://www.city.takahashi.lg.jp/site/201807gouu-nisinippongouu/201807gouu-shienseidojouho.html
新見市	https://www.city.niimi.okayama.jp/important/important_detail/index/16.html
赤磐市	http://www.city.akaiwa.lg.jp/anshinanzen/saigaijyouhou/hisaisyashienn/index.html
浅口市	http://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/bosai/7gatsu.html
矢掛町	http://www.town.yakage.okayama.jp/life/h30_7gouujouhou.html